

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

最高裁判所判決文を読んで

No. 23
2022年7月

2022年6月17日(金)福島、群馬、千葉、愛媛で起こされた損害賠償訴訟の最高裁判決が出たことは、みなさまもご存知のことと思います。敗訴、と一言で言ってもどういう内容なのか、どんな判決文なのかによって受け取り方も違ってくると思い、判決文を読んでみました。

判決文は、最高裁判所のウェブサイトからダウンロードできるので、誰でも読むことができます。

最高裁判所トップページ>裁判例情報>検索条件指定画面で裁判年月日の「期日指定」をチェックし、「令和4年6月17日」と入れて検索すると、3件の判例が表示されます。3件のうち仙台高裁の2件は生業訴訟(福島)、東京高裁の1件が、第一審で国の責任を認めなかった千葉の訴訟に対する判決文です。訴訟の内容や一審判決が違う点で、生業訴訟と千葉訴訟とは少し判決文の構成が違いますが、国の責任を認めるか否かに関する中身(理由)は同じです。

QRコードから判決文が表示されます▶



判決文にある「被上告人」が原告、「上告人」が国です。

最高裁の4名の裁判官のうち、3名が国の責任を認めず、1名が国に責任がある、という意見でした。判決文には双方の意見が載っているので、意見の違いを知ることができました。判決文の構成は、まず「主文(判決)」と「理由」に分かれています。第1205号損害賠償請求事件(千葉訴訟)の判決文をもとに解説すると、「理由」の構成は次のようになっていました。

理由 (P.1~11)

- 1 この訴訟の骨子(原告の主張)(P.1)
- 2 事実関係(福島第一原発の場所や構造、津波評価技術や長期評価の説明と事故が起きた経緯、法令、原告の主張など)(P.1~6)

3 東京高裁判決の内容(P.6~7)

4 東京高裁判決を認められない理由(P.7~11) ①

5 結論 (P.11)

裁判官の補足 菅野博之裁判官の補足 (P.11~17) ②

草野耕一裁判官の補足 (P.17~25) ③

(岡村和美裁判官の補足はなし)

反対意見 三浦守裁判官の反対意見 (P.25~54) ④

①は、東京高裁の「国の責任を認めた判決」を認められない理由が書かれており、②と③は、①の補足意見です。そして④は、この最高裁判決に反対する意見です。

原告は国に対し、原子力発電所を安全に運用する責任があるのに、その責任を果たさなかったことで事故をまねいた、と訴えてきました。判決(①~③)と反対意見④は、国の責任の有無を判断するための論点がまったくと言っていいほど違います。

判決は、「結果回避可能性」に論点をおいています。「国や公共団体や公務員が規制権限を行使しなかったことで被害を受け、『それは国家賠償法上違法である』とするためには、規制権限を行使したら被害がなかった、と言えなければならない」とし、「規制権限を行使し、津波対策をとっていても事故は防げなかったと想定されるから国に責任はない」と結論づけています。

一方、反対意見は「そもそも、原発運用における国の責任が法令でどう定められているか」について掘り下げ、「国が法解釈を誤っていたことで規制権限を行使しなかった」ことを過失とし「この判決はこの点に何も触れていない」と強く述べています。

原発事故被災者支援北海道弁護団では、先日、この判決を受けて声明を発表しました。声明を発表するほどの判決内容だった、ということです。

この判決文はぜひ一度、読んでいただきたいと思います。もし、パソコン環境がなくご自身でダウンロードができない、印刷環境がない、という方で希望される方はご連絡ください。プリントアウトしたものをお送りします。

傍聴人 金榮知子